

城北家保だより 令和4年3月号

家畜の衛生と防疫

(2022年3月3日発行)



〒861-0304 熊本県山鹿市鹿本町御宇田198-5

熊本県城北家畜保健衛生所

TEL 0968-46-2075 FAX 0968-46-3332

城北家保ホームページアドレス

<http://www.pref.kumamoto.jp/site/jouhoku/>

城北家保メールアドレス

jouhokukaho@pref.kumamoto.lg.jp

家畜伝染病予防法に基づく定期報告書及び 熊本県畜産統計調査の提出をお願いします。

家畜の飼養者は、毎年、飼養している家畜の頭羽数や衛生管理の状況について報告することが法律で義務付けられています。
(家畜伝染病予防法第12条の4)

熊本県から市町村を通じて、家畜飼育者のみなさまに毎年提出をお願いしている「家畜伝染病予防法に基づく定期報告書及び熊本県畜産統計調査」は、国から報告の義務とされている事項の調査となります。



この調査では、2月1日時点での家畜の飼養頭羽数等をご報告いただいておりますが、これらは熊本県の畜産の動向を把握し、畜産行政の基礎資料として活用することも目的としています。

また、調査票と一緒に提出していただく「飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」のチェックシートは、家畜伝染病発生予防対策として、飼養衛生管理基準の遵守を補助事業や制度資金の要件とする制度（クロスコンプライアンス）に利用される例もあり、重要なものとなっています。

よろしくお願ひします

まだ提出されていない方は、早急に市町村へ提出していただくとともに、関係者の皆様におかれましては、調査票及びアンケートの回収への御協力をお願いします。



※畜産農家以外に以下の小規模飼養者も届出が必要です。

(届出様式は市町村にお問い合わせください。)

①牛、水牛、馬の場合：1頭

②鹿、めん羊、山羊、豚、いのししの場合：5頭以下

③鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥の場合：99羽以下

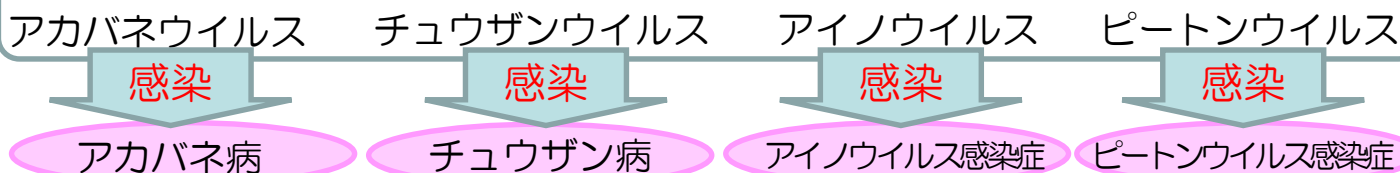
④だちょうの場合：9羽以下



今年も異常産ワクチンを忘れずに接種しましょう！

蚊やダニ、ヌカカ等の吸血昆虫によって感染が広がるウイルスを**アルボウイルス**と言います。

アルボウイルス



熊本県内でこれらの**アルボウイルス**による**異常産**は、近年確認されていませんが、毎年全国で実施している新生子牛の血液検査（ウイルス動向調査）では、これらのウイルスが南方の熱帯地方から日本に北上している動きが確認されており、今後も引き続き対策が必要です。

現在は上記の4つのウイルス感染に対応した**4種混合ワクチン**の接種が行われています。これから、気温が上がり吸血昆虫が発生する前に、ワクチンを接種して牛の健康を守ると同時に、異常産の発生防止対策をしましょう。



近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	型	発生地（国）	畜種	発生日月
高病原性 鳥インフルエンザ (HPAI)	H5N1	韓国（19件）	家きん（産卵鶏、ブロイラー種アヒル、肉用アヒル、ウズラ）	令和4年1月29日～令和4年2月22日
		韓国（10件）	野鳥	令和4年1月13日～令和4年1月27日
		香港	家きん	令和4年1月21日
		ロシア	家きん	令和4年2月5日
		H5N2	台湾（7件）	家きん
アフリカ豚熱 (ASF)	H5N8	韓国	野鳥	令和4年1月23日
		韓国	野生イノシシ	令和4年2月11日
		香港	野生イノシシ	令和4年1月12日
		ロシア	豚・野生イノシシ	令和4年1月24日

令和4年(2022年)3月1日現在

折々の所感

最近の海外情勢に胸が痛む日々が続いています。早期の解決と終息を心から願うばかりです。（Y）

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」です。畜舎の一斉消毒をしましょう！！